

[公益目的事業]

I 日雇労働者、ホームレス等に対する就労等の支援事業

1 日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業

- 横浜市中区寿地区を中心に居住する日雇労働者や、ホームレス、住居喪失不安定就労者等に、雇用の安定、労働条件の改善、就労経路の正常化及び青空労働市場の解消を図るため、無料で労働相談、職業紹介等を実施するとともに、求人確保のために新規の求人事業所の開拓及び登録を行います。
- 景気低迷の影響から、減少傾向にある日雇求人・有期求人に対応できる新たな業種の事業所の開拓強化や、フルタイムでなくとも短時間就労でも可能な求人情報の収集、登録事業所数の増加や求人数の確保を図ります。
- 近年、求職者減少による求人の未充足傾向を解消するため、日雇労働者の動向調査を実施するとともに求職者への求人情報の提供方法の改善を図ります。
- 安定就労を目指す日雇労働者に対し、自立に向けた常用就職の促進を図るため、求職活動や職業能力開発のための常用就職相談、ジョブカードの作成、履歴書・職務経歴書の書き方や、採用面接の受け方を指導する就職活動講習会、職業能力開発を図るための技能講習事業、就職後の問題等の相談を受ける定着指導を組み合わせ、一人ひとりに即した就業支援を行います。

2 日雇労働者等に対する技能講習事業

- 神奈川県内の日雇労働者、ホームレス自立支援施設入所者及び住居喪失不安定就労者等に対して、職域の拡大等や、就業機会の増加を図ることを目的に技能労働者として必要な知識・技能の習得、向上を図るための技能講習を無料で実施します。
- 講習科目は、受講希望者のニーズを踏まえ、パソコン講習や小型移動式クレーンと玉掛け講習を合わせて取得できる講習など、より実践に役立つ講習として特設講習13科目、通所講習15科目、常設講習11科目を実施し、受講者数は年間370人を目標といたします。
- 受講の促進を図るため、受講者だけでなく、事業所に対しても広報の強化を図ります。
- 受講者に対し、受講後の就労状況を調査するとともに、就労後の定着指導の強化を図ります。

3 ホームレス等に対する就業支援事業

- 就業機会の確保や就業による自立の促進を図るため、無料で、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては就業相談を、住居喪失不安定就労者に対しては就業相談と住居確保のための情報提供を行います。
- 住居喪失不安定就労者に対する就業支援事業を広く周知するため、横浜市内に設置された「ふれあい伝言板」等にチラシの掲示を継続的に行うとともに、県内のハローワーク、図書館、ネットカフェやコインランドリー等にもポスター、チラシ等を掲示・配架をします。
- 相談者の就労後の就労状況を把握し、定着指導を行います。

4 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

- 横浜市内に居住し、横浜公共職業安定所横浜港労働出張所に求職登録している日雇労働者に対し、年末年始期の生活を支援し、勤労意欲の向上を図るため、年末福祉金31,600円(予定)を平成25年12月又は平成26年1月に給付します。

5 機関誌「ことぶき」の発行

- 寿労働センターの事業を、より多くの求人者、求職者に知っていただくとともに、関係機関との連携をより推進していくため、「職業紹介」「技能講習」「ホームレス就業支援」の事業内容等を掲載した機関誌「ことぶき」を年2回(5月・10月)発行していきます。

II 中高年齢者及び女性に対する就労支援事業

1 中高年齢者及び女性に対する就労支援事業

- 中高年齢者や女性を対象として、就業能力の向上、雇用の促進を図るため、就職支援のガイダンスやキャリアカウンセラーによる個別相談のほか新たに技能習得や自己開発の各種講座を組み合わせた就労支援セミナーを、ハローワーク、関係行政機関等との連携等により県内各地域で実施します。
- 中高年齢者就労支援セミナーは、年4回、女性就労応援セミナー年12回開催します。

III 労働関係情報の提供事業

1 かながわ労働プラザ労働情報コーナーの運営事業

- 各種労働図書・資料を収集するとともに、ビデオ視聴や図書閲覧のコーナーを設置し、県民への情報提供やレファレンスサービス等を行います。
- 労働・雇用、経済、社会保障等の新聞記事をまとめたクリッピングサービスや分野別配架を行います。
- ワーク・ライフ・バランス等時宜にかなったテーマを月ごとに設定し、関係書籍を受付カウンターにまとめて配架します。

2 労働情報総合センターの運営事業

- ホームページに開設している労働関係情報検索サイト「労働情報総合センター」において、県内の就職、労働相談、資格・試験、労働問題等に関する情報を適時、適確に発信してまいります。

IV 保育園における保育事業

児童の健全な心身の発達を図り、児童の福祉の向上や、働く親の勤労意欲の向上と福祉の増進を図るため、保育を必要とする勤労家庭の児童の保育を行います。

1 ことぶき保育園における保育事業

- 待機児童対策として、入所児童定員60名を超えた70名までの児童を受入れます。
- ことぶき保育園の置かれた地域性や保護者のニーズを踏まえ、引き続き外国籍児童及び障害児童を積極的に受け入れてまいります。
- 地域の子育てを支援するため、保育園等未入所児童の保護者を対象に、園庭、プールの解放、保育園における絵本の貸出、育児相談を開催するとともに、地域のケアプラザにおける、絵本の読み聞かせ、育児相談を行います。
- 横浜市寿地区「打ち水大作戦」「七夕」などの地域行事に積極的に参加するとともに、保育園が行う「夏祭り」「敬老の日の集い」等の行事に住民の方々を招待します。
- 保育室のトイレの増設等の施設の整備・改修を図ります。
- 保育士等としての専門性の向上と保育実践のさらなる改善を図るため、新たに保育士等の自己評価を実施するとともに、保育園全体の保育の質の向上を図るため、新たに、保育内容等について保育園の自己評価を実施し、その結果を公表します。
- 少子化の進行、待機児童解消の進展、子ども・子育て支援法制定等を踏まえ、今後の園の新たな魅力づくり、職員体制のあり方について検討してまいります。

2 東門前保育園における保育事業

- 待機児童対策として、入所児童定員60名を超えた70名までの児童を受入れます。
- 保護者のニーズを踏まえ、引き続き年末特例保育(12月29日～12月31日)を実施するとともに、障害児を積極的に受け入れてまいります。
- 地域の子育てを支援するため、引き続き保育園等未入所児童の身体測定、健康相談や、離乳期の乳児をもつ保護者を対象としたおやつ作り体験等を実施するとともに、地域の住民に対し、園庭・プールの開放や園が行う移動動物園、もちつき大会等の行事への招待を行います。
- 保育士等としての専門性の向上と保育実践のさらなる改善を図るため、新たに保育士等の自己評価を実施するとともに、保育園全体の保育の質の向上を図るため、新たに、保育内容等について保育園の自己評価を実施し、その結果を公表します。
- 少子化の進行、待機児童解消の進展、子ども・子育て支援法の制定等を踏まえ、今後の園の新たな魅力づくり、職員体制のあり方について検討してまいります。

3 川崎市大師保育園における保育事業

- 川崎市から指定管理者の指定を受け、4年目を迎える今年度は、産休明け43日目から就学前の乳幼児を受け入れ、入所定員130名を超えた135名までを受入れます。

- 保育園未入所の児童や保護者に対し、「体験保育」、「育児相談」、園庭・プール開放・絵本の貸出しや移動動物園・ふれあい水族館・もちつきなどの保育支援を行います。
- 地域の未就園児童の保護者の病気、その他の理由により、家庭で保育ができない児童を一時的に保育する一時保育を、新たに実施します。
- 川崎市より「家庭的保育支援事業」の委託を受け、家庭保育福祉員が保育する児童との交流保育や必要に応じての同児童の受け入れ、更に、園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報の提供を、連携保育所として行います。
- 児童が安全・安心に生活できるよう、園庭の固定遊具等の整備・改修等、市と協議し、実施いたします。
- 保育士等としての専門性の向上と保育実践のさらなる改善を図るため、新たに保育士等の自己評価を実施するとともに、保育園全体の保育の質を向上の図るため、新たに、保育内容等について保育園の自己評価を実施し、その結果を公表します。
- 少子化の進行、待機児童解消の進展、子ども・子育て支援法の制定等を踏まえ、今後の園の新たな魅力づくり、職員体制のあり方について検討してまいります。
- 次期指定管理者の募集に備え、受託に向けた検討チームを設置します。

V 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

- 中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者の技能習得を容易にし、職業的自立を促進するため、障害等級6級以上の方に3年を限度に月額46,000円を貸し付け、あん摩マッサージ指圧師等の免許資格を取得した場合は、貸付金の返還を免除します。

VI 神奈川県労働大学講座開催事業（予定）

- 神奈川県からの委託を受け、労働者、使用者及び一般県民の方々を対象に、広い視野と合理的かつ客観的な認識力、判断力を培い、労働問題の自主的解決能力の向上を図り、紛争の未然防止や労働環境の改善等に資するとともに、労働問題に関する正しい認識と理解を啓発し、労働者生活全般の安定向上を図ることを目的として、「労働法」、「人事労務管理・労働経済」及び「労働福祉」の3分野に関する基本法令、特別法の基礎的知識等を体系的に学ぶ神奈川県労働大学講座を、7月から11月の間に開催します。

事 業 資 料

4 日雇労働者に対する無料の職業紹介事業

区 分	項 目	内容(目標・計画)
求人開拓	訪 問	800 社
	電 話	5,000 件
職業紹介(求人確保)	日雇求人(延)	1,300 人
	有期求人(延)	6,000 人
	常用求人	1,200 人
労働相談	職業相談	9,600 件
	その他の相談	3,000 件

5 日雇労働者等に対する技能講習事業

対象者	項 目	内容(目標・計画)
日雇労働者 ホームレス 住居喪失不安定就労者等	特設講習 (寿労働センターで講習 日程等を設定して行う宿 泊講習)	講習科目 不整地運搬車・職長教育・車建機 ガス溶接・フォークリフト・玉掛け 小型移動式クレーン・その他 13 科目 募集人員 160 名
	通所講習 (通勤が可能な講習)	講習科目 普通自動車2種・大型特殊 ホームヘルパー2級・警備業・パソコン ビルクレーニング・その他 15 科目 募集人員 170 名
	常設講習 (指定教習機関が実施し ている講習を受講)	講習科目 アーク溶接・高所作業車・振動工具 クレーン運転手・その他 11 科目 募集人員 40 名
合 計		講習科目 39 科目 募集人員 370 名

6 ホームレス等に対する就業支援事業

項 目		内 容(目標・計画)
ホームレス	就業相談	横浜相談室 200 人 川崎相談室 200 人 計 400 人 相談数(延) 2,000 人
		相談者 200 人 相談数(延) 500 人
住居喪失不安定 就労者	就業相談 生活相談 住居情報の提供	相談者 200 人 相談数(延) 500 人

7 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

項 目	内 容(目標・計画)
支給対象人員	1,020 人予定
支給金額	31,600 円/1 人 予定
支給日	平成 25 年 12 月・平成 26 年 1 月の 2 回(予定)

8 中高年齢者及び女性に対する就労支援事業

区分	項目	内容(目標・計画)
中高年齢者就業支援セミナー	・就職準備ガイダンス ・パソコン基礎技能の習得 (ワード、エクセル基礎・応用速習)	平成25年5月～平成25年10月 各3日間(4回) 定員各20名 受講料11,500円 開催地域 横浜・川崎
女性就職応援セミナー	・就職準備ガイダンス ・カラーリング、メーキャップ等の知識習得	平成25年7月～平成26年3月 県内12箇所 各2日間(12回) 定員各30名 受講料1,000円 開催地域 横浜(4)・川崎(3)・厚木・藤沢・相模原・小田原・海老名

9 労働関係情報の提供事業

項目	内容(目標・計画)
労働情報コーナーの運営	・タイムリーな情報を提供する特集コーナーの充実 ・新規購入図書の実施 ・図書管理システムの充実

10 ことぶき保育園における保育事業

【保育理念】 児童の心身ともに健やかな成長をめざし、保護者の子育てと就労の両立支援、さらに地域の家庭保育支援など多様化した社会のニーズに応え、開かれた児童福祉施設としての役割を認識し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

【保育目標】

- ①自分で考え、行動できる子ども
- ②自分や友だちを大切に、思いやりをもった子ども
- ③友だちといきいき、仲よく遊ぶ子ども

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児 15名 幼児 45名 計 60名	待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 ・乳児 17名 幼児 53名 計 70名まで受け入れる
保育時間 7:30～19:00	通常保育	平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:30
特別保育事業	長時間保育	平日 7:30～ 8:30(土曜日 7:30～ 8:30) 16:30～18:30(土曜日 12:30～17:00)
	延長保育	平日 18:30～19:00
	障害児保育	集団生活可能な児童の受入
	外国籍児保育	中華街等に働く外国籍の親をもつ児童の積極的受入
地域活動事業	子育て支援	子育て支援 ・育児講座(地域ケアプラザの子育てグループ) 寿地区のイベント参加 ・七夕、打水大作戦、夏祭り、クリスマス、節分 園行事に地域の住民招待 ・お店屋さんごっこ、夏祭り、敬老の日の集い
	幼保小交流事業	園長・校長会、実行委員会、全体交流会(年間2～3回開催) 小学校入学への連携 ブロックごとに分かれての交流会
東門前・川崎市大師保	相互訪問	・餅つき・観劇

育園との交流	合同研修	3園職員合同研修会開催
研修	園内外での研修	乳児保育・幼児の遊び・環境認識・わらべうた・不審者対応・幼保小研究会等
実習生の受入		専門学校等
給食	完全給食	主食の提供(ご飯・麺類・パン) 除去食(アレルギー、宗教上の問題からの除去食)

1.1 東門前保育園における保育事業

【保育理念】

- ①児童の心身ともに健やかな成長をめざす
- ②保護者の子育てと就労の両立を支援する
- ③地域の家庭保育への支援としての役割を果たす
- ④地域住民にもっとも身近な児童福祉施設としての役割を認識する

【保育目標】

- ①健康なこども
一人ひとりの状況を適切に把握し、乳幼児期に大切な遊びを通して、健康な心と体の発達、生活に必要な基本的な習慣や態度を培う。
- ②仲間を作れるこども
一人ひとりが大事にされ、のびのびと生活できる環境を設定するとともに、様々な体験を通じて愛情と信頼感、社会生活に必要な自主性、協調性を学び、生命の大切さを知る。
- ③考えるこども
個性を尊重し発達に見合った生活や遊びの材料を提供することにより、自然や社会の事象について興味や関心を持ち、豊かな感性、発想、思考力を高める。

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児 15 名 幼児 45 名 計 60 名	・待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 ・乳児 25 名、幼児 45 名の 70 名まで受け入れ
保育時間 7:00～19:00	通常保育	7:00～18:00(平日・土曜日)
特別保育事業	延長保育	18:00～19:00(平日・土曜日)
	障害児保育	・集団生活の可能な児童の受け入れ
	地域活動事業	・移動動物園、プール・園庭の開放、もちつき大会、夏祭り等の行事に地域住民(町内会等)を招待
	地域子育て支援	・未入所児童の身体測定、健康相談(年3回) ・離乳期児童の保護者を対象としたおやつ作り体験等(年2回)
	年末特例保育	12月29日～31日
看護師の雇用	非常勤職員	園児、職員の健康、体調管理
ことぶき・川崎市大師保育園との交流	相互訪問	・餅つき・観劇・年長児交流
	合同研修	・3園職員の合同研修会開催
研修	園内外での研修	・乳児保育・幼児の遊び・環境認識・わらべうた ・文学研究会等 ・発達障害、障害児保育
実習生の受入		・短大・専門学校等
幼保小連携活動	・交流活動 ・研修・情報交換	・学区の小学生と交流 ・職員等(校長、園長、教諭、保育士)
給食	完全給食	・主食の提供(ご飯・麺類・パン) ・除去食(アレルギー等) ・体調不良児等への配慮食 ・宗教上の理由による代替食

1 2 川崎市大師保育園における保育事業

【保育理念】

- ① 子供一人ひとりの人権を尊重しながら子どもの健やかな成長発達を保障する
- ② 保護者との協力関係を築き子どもの最善の利益と福祉の向上を図る
- ③ 地域の子育て支援としての役割を果たす

【保育目標】

- ① 心身ともに健康な子ども
- ② 友達を思いやり仲良く遊べる子ども
- ③ 自分を大切にし、自分の思いや考えをしっかりと伝えられる子ども
- ④ 色々なことに興味を持ち考えて行動できる子ども

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児 56 名 幼児 74 名 計 130 名	産明け保育(生後43日から)の実施 ・25 年度受け入れ予定 ・乳児 57 名 ・78 名 計 135 名
保育時間 7:00～20:00	通常保育	7:00～18:00(平日・土曜日)
特別保育事業	延長保育	18:00～20:00
	障害児保育	集団生活の可能な児童の受け入れ
	地域活動事業	園庭・プール・図書開放、移動動物園、ふれあい水族館、もちつき、その他の行事へ招待。 にこにこパーク(育児相談、体験保育、行事参加) 地域活動事業、一時保育 ・ジョイフルサタデー・殿町パーク 川崎市家庭的保育支援事業、
ことぶき・東門前保育園との交流	相互訪問	・餅つき・観劇
	合同研修	3園職員の合同研修会開催
研修	園内外での研修	保育指針・乳児保育・幼児保育、わらべうた文学研究会、環境保育の理論と実践等
実習生の受入及び中高生仕事体験	・保育実習 ・職業体験	・保育専門学校等・・・2 週間～1 か月 ・近隣の中学校、高校・2 時間～6 時間
幼保小連携活動	・交流活動 ・研修・情報交換	・学区の小学生と交流 ・幼保小(校長、園長、教諭、保育士)、支援室
給食	完全給食	主食の提供(ご飯・麺類・パン) 除去食(アレルギー等)・配慮食

1 3 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

(1) 貸付の対象者

次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 障害等級6級以上の視覚障害により離職し、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した盲特別支援学校等(以下「盲特別支援学校等」という。)に入校した者
- ② 離職により雇用保険を受給し、当該給付期間が満了となった者(雇用保険等の給付期間満了後4年以上経過した後に盲特別支援学校等に入校した者を除く。)、これに準ずる事情にあると認められる者又は盲特別支援学校等に入校したことにより雇用保険等の支給を打切られた者
- ③ 県内に住所を有し、かつ、盲特別支援学校等の入校日以前に1年以上県内に住所を有している者
- ④ 貸付対象者及び生計を一にする家族の1ヶ月の収入合計が、基準額以下である者

(2) 貸付額

- ① 月額46,000円(最終貸付月は、3,000円を加算した額)
- ② 無利息

(3) 貸付期間

盲特別支援学校等の在学期間(36ヶ月を限度)とする。

(4) 貸付の休止

盲特別支援学校等を休学又は停学したとき

(5) 貸付の廃止

- ① 盲特別支援学校等を退学したとき
- ② 県外に住所を移したとき(特に認めた場合を除く。)
- ③ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたとき
- ④ 借受けを辞退したとき
- ⑤ 貸付継続が適当でないと認められるとき

(6) 貸付金の返還

最終貸付月の翌月から2年間据え置いた後、半年賦の方法により、最長10年間均等分割して償還する。ただし、特段の理由がある場合は、据置期間を延長することができる。

(7) 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合は、返還を免除できる。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証のいずれかの交付を受けたとき
- ② 死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき

1 4 神奈川県労働大学講座開催事業(予定)

(1) 講座内容

ア 労働法分野

	科 目	内 容
1	労働法総論	労働法の意義・目的と役割
2	労働基準法・労働契約法①	労働条件を決定する諸規範と労働契約の関係
3	労働基準法・労働契約法②	労働基準法の基本原理・労働憲章
4	労働基準法・労働契約法③	労働契約法の基本原理と労働条件の変更
5	労働基準法・労働契約法④	労働契約の締結と労働基準法
6	労働基準法・労働契約法⑤	業務命令・配転・出向・転勤・転籍
7	労働基準法・労働契約法⑥	労働関係の終了の形態と法構成
8	労働基準法・労働契約法⑦	法定労働時間の原則、労働時間の弾力化
9	労働基準法・労働契約法⑧	賃金の保護

10	労働組合法①	労働組合の結成と運営、団体交渉、労働協約
11	労働組合法②	争議行為、不当労働行為
12	労働安全衛生法①	労働安全衛生法の目的・定義
13	労働安全衛生法②	安全衛生管理体制と規制・措置
14	男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法の目的・理念
15	パートタイム労働法①	パートタイム労働者の現状と期間雇用労働者をめぐる問題
16	労働者派遣法①	労働者派遣法の概要、派遣労働者の状況
17	企業倫理とコンプライアンス	企業倫理とコンプライアンス

イ 人事労務管理・労働経済分野

	科 目	内 容
1	賃金・人事考課・退職金制度	賃金・人事考課・退職金制度
2	雇用・能力開発	能力開発とキャリア管理
3	高齢者雇用	高齢者雇用の必要性
4	女性労働者雇用	女性労働者雇用 女性労働者の現状と課題
5	パワーハラスメント セクシャルハラスメント	パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの現状と対処法

ウ 労働福祉分野

	科 目	内 容
1	職場のメンタルヘルス	メンタルヘルス対策の必要性等
2	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和とは
3	雇用保険制度	雇用保険制度の仕組みと各種給付制度等
4	労災・年金・医療・介護保険制度①	労働災害・通勤災害の認定基準、保険給付制度
5	労災・年金・医療・介護保険制度②	年金保険制度
6	労災・年金・医療・介護保険制度③	医療保険制度・介護保険制度
7	ディーセント・ワーク	ディーセント・ワークの実現

エ 総括

1	総括	最近の労働法等をめぐる動向「閉講式」
---	----	--------------------

(2) 講師の選定

講座の担当科目に関し、大学で教鞭をとっている教授等及び著書・論文の執筆、講演等の実績を有する者から、労使に中立の立場で講義を行える者を選定する。

(3) 開催期間

平成25年7月9日(火)～平成25年11月7日(木)までの間の30日

(4) 受講定員 260人

(5) 受講料

ア 1人 12,000円(大学生等5,000円)

イ 一団体から3人以上の場合及び障害者は、1人 10,800円

ウ 聴講生 1講座 1,500円(学生等500円)

(6) 実施回数及び期間 年間 30回